

行事の共催及び後援に関する要領

(趣旨)

第1条 この規定は、長野市教育委員会（以下「教育委員会」という。）が、教育委員会以外のもの（長野市の機関を除く。）の行う教育関係行事を共同主催、後援又は協賛（以下「共催等」という。）をすることに関し、必要な事項を定めるものとする。

(用語の定義)

第2条 この規定において、次の各号に掲げる用語の定義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 行事 学校教育又は社会教育に関する展覧会、講演会、研究会、競技会等の集会又は催しものをいう。
- (2) 共催 行事の企画又は運営に参加し、共同主催者としての責任の一部を分担することをいう。
- (3) 後援 行事の趣旨及び方法に賛同し、その開催を援助することをいう。
- (4) 名義後援 行事の趣旨及び方法に賛同するものをいう。
- (5) 協賛 行事の趣旨及び方法に賛意をあらわすものをいう。

(承認の基準)

第3条 教育委員会が、共催等をする行事に係る基準は、次の各号に定めるところによる。

(1) 行事内容についての基準

- ア 行事の内容が明らかに教育、学術及び生涯学習の普及振興に寄与するものであること。
- イ 公益性があるもので、営利を目的としないものであること。なお、入場料、出品料、参加料及び返送料等（以下「入場料等」という。）を徴収するものは予算書を添付すること。
- ウ 政治活動又は宗教活動等と認められないもの若しくはその恐れのないものであること。
- エ 行事の規模が、市全域又は広範囲にわたるもの及び市を含む地域にわたるものであること。

(2) その他の基準

- ア 主催者の存在が明確であること。
- イ 行事計画が明確で、主催者の行事遂行能力が十分であると判断されるものであること。
- ウ 行事関係者が社会的信用のあるものであること。
- エ 行事の開催の場所は、公衆衛生上十分な設備が確保され、災害防止等のために必要な措置が講じられていること。
- オ 企業が行う行事については、営利を目的とした人集めと認められないものであること。
- カ 入場料等の経費を主催者が徴収するものについては、その経費の算出等につ

いて十分配慮がなされており、営利事業的なものでないこと。

キ 過去に共催等をしたものについては、承認の条件が履行されているものであること。

(共催等の不認定)

第4条 前条の規定にかかわらず、教育委員会が不相当と認めるときは、これを承認しないものとする。

(申請の手続き)

第5条 教育委員会に共催等を申請しようとする者は、行事共催等承認申請書(様式第1号)を原則として行事の開催日前30日までに教育委員会に提出しなければならない。

(承認の決定)

第6条 教育委員会は、行事共催等承認申請書の提出があったときは、内容を審査して承認又は不承認の決定を行い共催等承認通知書(様式第2号)等により速やかにその旨を申請者に通知するものとする。

(承認の条件)

第7条 教育委員会は、共催等を承認する場合、次の各号に掲げる条件を付するものとする。

- (1) 行事の共催以外の場合、教育委員会の名称を主催者側より大きく掲げる等、あたかも教育委員会が主催しているかの印象を与えるものでないこと。
- (2) 行事の内容に変更があった場合は、速やかに届け出ること。
- (3) 教育委員会は、必要があると認めるときは、共催等行事の主催者に対して報告書(様式第3号)の提出を求めることができる。
- (4) 行事の実施に当たっては、安全確保に万全を期することとし、事故が発生した場合には、申請者が責任をもって一切処理すること。

(事務の分担)

第8条 行事の共催に当たっては、他の共催者との事務の分担区分等を明確にしておかなければならない。

附 則

この要領は、昭和57年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成28年4月1日から施行する。